

●東京都告示第千四百三十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)TGM芝浦プロジェクトについて、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京瓦斯株式会社

代表取締役社長 広瀬 道明

港区海岸一丁目五番二十号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

三菱地所株式会社

取締役社長 杉山 博孝

千代田区大手町一丁目六番一号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)TGM芝浦プロジェクト

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区芝浦三丁目の区域に業務施設、商業施設、宿泊施設等を含む高層建築物等を建設するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについて

以下の事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係区長から一件の意見があり、意見の内容は、風環境、景観、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年七月二十二日から同年八月十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

ウ

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

意見等の件数の内訳は表1に示すとおりである。評価書案に対して、都民からの意見書はなかった。事業段階関係区長である港区長から意見が提出された。事業段階関係区長からの意見及び事業者の見解は、表2(1)～(4)に示すとおりである。なお、意見及び見解は全文を掲載している。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	0
事業段階関係区長の意見	1
合計	1

表2(1) 事業段階関係区長（港区長）からの意見及び事業者の見解

区長の意見	事業者の見解
<p>総論</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価書を作成する際には、調査及び評価の方法などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしていただきたい。 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応していただきたい。 	<p>環境影響評価書の作成にあたっては、調査及び評価の方法などについて平易な表現に努め、一般の方が理解しやすいものとなるよう、努力いたします。</p> <p>計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めたご意見・ご要望等を頂いた場合には、上位計画の方針等を踏まえて、事業計画への反映を検討した上で、その結果について丁寧な説明を行い、真摯に対応いたします。</p>
<p>各論</p> <p>○工事計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設作業実施届出など必要な事前届出を行うこと。 と共に、十分な近隣説明を行うこと。 	<p>工事にあたっては、特定建設作業実施届出書など必要な事前届出を適切な時期に行うとともに、着工前に行う工事に関する説明会等で、近隣の方への十分な説明を行ってまいります。</p>

表2(2) 事業段階関係区長（港区長）からの意見及び事業者の見解

区長の意見	事業者の見解
<p>○工事計画について（つづき）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じるとともに、工事実施にあたっては周辺住民、事業所等に事前に説明を行い、苦情・要望等に対して丁寧な対応をすること。 	<p>建設作業にあたっては、排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械の採用やアイドリングストップの励行、工事工程の平準化に努める等、大気汚染、騒音、振動の影響を低減するよう適切な対策を講じます。</p> <p>また、工事にあたっては、事前に十分な近隣説明を行い、工事中は住民からの問い合わせに好して、相談受付の窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫すること。 	<p>工事用車両の走行にあたっては、芝浦港南地区総合支所、学校、病院等周辺公共施設への騒音、振動、渋滞などの影響を考慮し、走行ルート及び走行時間帯等を検討いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 区道第1030号線の鹿島橋の架替工事や芝浦公園の整備工事の事業者と協力体制を構築し、環境負荷の少ない計画的な工事を行うこと。 	<p>工事を行う事業者や関係機関と十分協議を行い、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。</p>
<p>○温室効果ガスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用するとともに、隣接する田町駅東口北地区公共施設等と一体となったエネルギーマネージメントを行うことで、地区全体としての温室効果ガス削減に努めること。 	<p>温室効果ガス排出の低減のため、「高効率、インバータ方式、小負荷対応機器の採用」、「高効率モーターの採用」、「二次側冷温水の変流量制御方式の採用」など高効率な設備システムの導入に努めるとともに、外壁や屋根、窓部等の断熱や日射遮へいにより熱負荷の低減を図ります。</p> <p>また、隣接する公共施設等と一体となって地区全体で構築する情報ネットワークを活用したエネルギー需給を一括制御・管理することで、省エネルギーと温室効果ガス削減に努める計画としています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めること。 	<p>計画建築物の建設に際しては、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、協定締結自治体から産出された木材及び木材製品（適切な協定木材を調達できない場合は、国産の合法木材）の使用に努めます。</p>

表2(3) 事業段階関係区長(港区長)からの意見及び事業者の見解

区長の意見	事業者の見解
<p>○風環境について</p> <p>・隣接する港区の公共施設について、計画変更後の建物の配置状況等について配慮した予測及び対策を実施すること。</p>	<p>港区は、東日本大震災を踏まえ本事業に隣接する公共施設施設の設計内容の見直しを行い、公共施設施設の文化・芸術ホールの計画を一旦中止[※]としています。しかし、文化・芸術ホールを整備する区の方針に変わりはないことから、本事業では文化・芸術ホールを含めた建物配置を前提として予測を行いました。</p> <p>ただし、公共施設整備途中段階における風環境についても検討は行っており、文化・芸術ホールの建設前後で風環境評価は変わらないことを確認しています。</p> <p><small>注)「環境影響評価条例(変更)―田町駅東口北地区公共施設整備計画―」(平成24年3月、港区)による。</small></p> <p>風環境評価の前提とした建物配置・形状については、予測結果が著しく変化するような変更は行いません。</p> <p>なお、建物配置・形状の変更を行う際は、予測結果及び評価結果の見直しを行い、良好な風環境が実現されるよう配慮いたします。</p> <p>建設後に防風植栽の維持管理が適切に行われるよう、防風植栽の維持管理に係る事項及び環境影響評価手続の状況等を、竣工後の管理者に適切に説明し、十分な引継ぎを行います。</p> <p>「港区ビル風対策要綱」に基づき事後調査報告において、工事の完了後1年間の風環境(風向・風速)と、防風植栽等の防風対策の効果を確認いたします。また、この結果は、「東京都環境影響評価条例」に基づき作成する事後調査報告書(工事の完了後)にも記載し提出します。</p>
<p>○交通安全対策について</p> <p>・工事用車両の走行にあたっては、芝浦港南地区総合支所、学校、病院等周辺公共施設の利用者動線を考慮し、関係者に安全教育を実施するなど十分な交通安全対策を講ずること。また、現場出入口など、車両の集中箇所には交通誘導員を配置し、円滑な車両通行と安全を確保すること。</p>	<p>工事用車両の走行にあたっては、計画地周辺の公共施設の利用者動線等を考慮し、走行ルート及び走行時間帯等を検討いたします。また、車両出入口などには、必要に応じて、交通誘導員を配置し、歩行者等の安全に配慮します。</p>

表2(4) 事業段階関係区長(港区長)からの意見及び事業者の見解

区長の意見	事業者の見解
<p>○防災対策について</p> <p>・田町駅やバス路線が集中する交通結節点としての立地を考慮し、施設利用者だけでなく、一時滞在者等も含めた帰宅困難者対策を講ずること。</p>	<p>本事業では、街区全体での帰宅困難者・駅前滞留者対策を行い、駅前の防災対策の拠点の形成を図ります。</p>
<p>○景観について</p> <p>・水と緑のネットワークを強化し、潤いのある景観を形成するとともに、誰もが楽しく歩ける、賑わいや風格のある運河沿いのまちである芝浦地域にふさわしい、周辺と調和した建築計画となるよう配慮すること。</p>	<p>本事業では、緑豊かな散策空間、計画地南側道路沿いの街路空間等、歩行者のための緑化空間を整備し、計画建築物の屋上緑化・壁面緑化に努めるなど、「港区景観計画」等の上位計画の方針に沿った、芝浦地域にふさわしい、周辺と調和した建築計画となるよう、配慮いたします。</p>
<p>○その他</p> <p>・本計画を通じ、地域が抱える諸課題の解決に積極的に取り組むこと。</p>	<p>本事業では、「田町駅東口北地区街づくりビジョン」等の上位計画の方針に基づき、地域の諸課題の解決に積極的に取り組めます。</p>

●東京都告示第千四十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人びびあ・さぼーと	ちびっこタイム品川	品川区東品川3-25-16	平成26年3月31日
社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	あけぼの学園	世田谷区三宿2-30-9	同上
中野区	中野区立療育センターアポロ園	中野区江古田4-43-25	同上

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人びびあ・さぼーと	ちびっこタイム品川	品川区東品川3-25-16	平成26年3月31日
合同会社ブラス	ブラスデイサービスセンター	町田市小山町4319-2	同上
特定非営利活動法人調布心身障害児・者 親の会	ゆうゆうくらぶ	調布市柴崎1-56-1 サニー・ハイツ1階	同上
特定非営利活動法人若駒ライフサポート	プレイラセリ	八王子市長原町1481-3	同上

●東京都告示第千四十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターであるもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	あけぼの学園	世田谷区三宿2-30-9	平成26年4月1日

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人特別支援教育研究会	未央教室	文京区小石川2-6-5-201	平成26年4月1日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス錦糸町	墨田区太平4-24-10 ナノミックビル1階	同日
社会福祉法人げんき	ちびっこタイム品川	品川区東品川3-25-16	同日
社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	中野区立療育センターアポロ園	中野区江古田4-43-25	同日
社会福祉法人どろんこ会	発達支援つむぎ 荻窪ルーム	杉並区荻窪5-27-6 中島第一ビル6階	同日
聖華株式会社	イルカ児童園	豊島区池袋2-35-5	同日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス船堀	江戸川区松江4-12-7 山種小松川ビル2階	同日
特定非営利活動法人あーらん	でんでん虫の家・町田	町田市本町田97 イー4号棟 0-1号室	同日
特定非営利活動法人アナス	アナスデイサービスセンター	町田市小山町4319-2	同日
特定非営利活動法人ウノス	手巻塾ウノ	武蔵野市境南町3-22-22	同日
ラーニングベース株式会社	TASUC国立教室	国立市東1-4-9 ザ・ダイナス5階	同日
特定非営利活動法人発達カウンセリングポップショップ	ポップショップ	府中市本町1-15-3 宮ノ森コーポ102	同日
社会福祉法人睦月会	児童発達支援事業みらい	西東京市田無町5-5-12	同日
株式会社オーカ	コラノン浅草橋	台東区浅草橋1-2-8 マルイチビル7階	平成26年5月1日
社会福祉法人あかねの会	発達支援室あかねっこ 練馬教室	練馬区豊玉北4-27-2 練馬民団ビル1階	同日
合同会社キャンパワ	児童デイ お花ちやや	葛飾区白鳥3-15-12	同日
株式会社東京リハビリテーションサービス	子ども発達支援ルームおれんじ学園	武蔵野市吉祥寺北町3-5-8 イトーピア吉祥寺1階~110	同日
特定非営利活動法人福光	きぼうクラブ	府中市栄町3-12-1 メディカルビル・グレイス4階	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人台東つばき福祉会	つばき放課後クラブ	台東区千束3-28-13 千束保健福祉センター6階	平成26年4月1日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス住吉	江東区住吉2-7-14 國谷ビル201	同日
社会福祉法人げんき	ちびっこタイム品川	品川区東品川3-25-16	同日
株式会社SKY	あおぞら 蒲田園	大田区東矢口1-11-1	同日
フューチャーサポート株式会社	スキップランド新蒲田	大田区新蒲田1-13-7	同日
特定非営利活動法人渋谷なかよしくろぐ	デイサービスなかよし	渋谷区西原2-36-7	同日
株式会社アイダックデザイン	ハソコンあいだっく	中野区本町2-45-13 山手ビル7階	同日
アルファディスプレイ株式会社	ハッピー・テラス中野	中野区中野4-7-1 野口ビル7階	同日
一般社団法人CIS	space Kid's. conデイサービス	中野区上鷺宮4-6-20 イサカビル2階	同日
株式会社コロ発達療育センター	コロ杉並少年寮	杉並区西荻北3-33-9	同日
特定非営利活動法人船強レストランそうなんだ	放課後デイサービス船強レストランそうなんだ！！	北区滝野川1-68-7 早稲田ビル2階	同日
株式会社このこのリーフ	このこのリーフ	板橋区成増1-14-15 アーバンパークビル102	同日
特定非営利活動法人未来こどもランド	すまいる・ツリー	練馬区谷原5-22-2 MKLビル2階	同日
株式会社期	ふれあい学園 空	練馬区豊玉北2-11-3 豊玉チェリーA棟1階	同日
株式会社キャン・プランナー	放課後等デイサービスおほな	足立区谷中2-14-3 早月マンション102	同日
株式会社フロンティア	児童デイサービス にじいろ立石	葛飾区立石8-53-4 吉田ビル1階	同日
シンビオシス株式会社	あしたも笑顔 金町	葛飾区東金町2-11-6 1階	同日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス亀有	葛飾区亀有3-13-2 TNK第7ビル2階	同日
一般社団法人地域福祉推進機構	児童デイサービスばんびーの	江戸川区東小松川2-31-6 レジデンシャル五洋103	同日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス船堀	江戸川区松江4-12-7 山種小松川ビル2階	同日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズジュニア船堀	江戸川区東小松川3-35-13 ニックハイム船堀203	同日
一般社団法人すばる	きらきらすばる	青梅市新町5-27-4 グリーンヒルズ1階	同日
特定非営利活動法人アナス	アナスデイサービスセンター	町田市小山町4319-2	同日
特定非営利活動法人はとぼっぼ	児童デイサービスかのん	町田市鶴川2-14-24	同日
目黒メディア株式会社	リハビリらんど	町田市木曽西1-3-30 センソロジー101	同日
特定非営利活動法人ウノス	手巻塾ウノ	武蔵野市境南町3-22-22	同日

株式会社クエスト	ハッピー・テラス国立	国立市中2-3-66 タキインビル1階	同日
ラーニングベース株式会社	TASUC国立教室	国立市東1-4-9 ザ・ダイヤモンド5階	同日
社会福祉法人日野市福祉事業団	障害児放課後クラブ	日野市平山2-1-1	同日
特定非営利活動法人発達カウンセリングポップアップ	ポップアップ	府中市本町1-15-3 宮ノ森コーポ102	同日
特定非営利活動法人ゆうゆうくらぶ	ゆうゆうくらぶ	調布市集瑞1-56-1 サニーハイツ1階	同日
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	小平AMさっず事業所 ポップコーン	小平市学園西町3-9-3	同日
特定非営利活動法人クローバー	クローバー	武蔵村山市学園1-112-8	同日
特定非営利活動法人エス・エス・エス	笑	あきる野市油平87-3 シャルマンルーフ2階-AB	同日
社会福祉法人睦月会	療育型児童デイサービスさざんか第1	西東京市田無町5-5-12	同日
株式会社ボディアシスト	スポーツひろばブレイス 高田馬場教室	新宿区高田馬場1-9-21 ユムハットビル1階	平成26年5月1日
株式会社オーカ	コラゾン浅草橋	台東区浅草橋1-2-8 マルイチビル7階	同日
特定非営利活動法人ら・ら・ら	イクツアルボックス	世田谷区野毛2-28-23 B棟	同日
株式会社フューチャージェニアス	エントランス要町	豊島区要町2-9-12 要町ホワイトビル2階E号	同日
社会福祉法人あかねの会	発達支援室あかねつこ 練馬教室	練馬区豊玉北4-27-2 練馬民団ビル1階	同日
特定非営利活動法人あいある	キッズの森第2	足立区梅田1-15-9-1階	同日
合同会社キャンパワーズ	児童デイ お花ちゃや	葛飾区白鳥3-15-12	同日
株式会社オーシャン	ベアーズハウス 西八王子	八王子市散田町4-18-11 東秋山ビル1階	同日
社会福祉法人もくば会	こばん	八王子市西寺方町449-1	同日
株式会社ロクマル	ジョブサU18立川	立川市曙町1-24-11 橋本ビル7階	同日
株式会社東京リハビリテーションサービス	子ども発達支援ルームおれんじ学園	武蔵野市吉祥寺北町3-5-8 イトーピア吉祥寺1階-110	同日
特定非営利活動法人福光	きぼうクラブ	府中市栄町3-12-1 メディカルビル・グレイス4階	同日
アンジェール合同会社	あそぼーよ	福生市南田園3-5-21 森田ビルA号	同日

●東京都告示第千四十六号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録したので告示する。

平成二十六年七月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

免許番号

月日

住所 氏名

家畜の種類及び業務の別

第七百八十七号

平成二十六年六月二十五日

八王子市白石実乃

牛 家畜人工授精並びに家畜体内受精移植及び家畜体外受精移植の業務

規 則 (公)

東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年7月22日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

●東京都公安委員会規則第14号

東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

東京都暴力団排除条例施行規則(平成23年7月15日東京都公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第2条第14号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童

ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シニア総合研究協会
- 三 代表者の氏名
岸 達也
- 四 主たる事務所の所在地
東京都杉並区本天沼三丁目十八番九一二一〇号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、地域住民としての自主的な社会参加の支援に関する事業を行うもの

とし、主としてそれまで居住する地域社会に対する馴染みの少なかつた定年退職者をはじめ、住居の移転や外国人など新しく地域に住むようになった人々が、円滑かつ健全な地域社会参加を果たすことにより、より快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人JHP・学校をつくる会

三 代表者の氏名

笹平 美江子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝五丁目二十六番十六号

五 定款に記載された目的

本会は、戦争や自然災害で教育の機会を奪われた世界の子ども達に、人種、国籍、宗教、その他の信条の違いにかかわらず広く教育等の援助を行い、また、紛争や自然災害で被害を蒙った被災地・被災者への援助活動と、これらの活動を通じて次代を担う若者達への地球市民教育を実践することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本オリンピック・アカデミー

三 代表者の氏名

笠原 一也

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神南二丁目一番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般に対して、オリンピック憲章の理念に則り、オリンピック及びスポーツに関する研究及び教育を通じた青少年の健全な育成並びに社会一般に対するオリンピック・スポーツ・文化及び環境保全の普及に関する事業を行い、世界の平和の維持と国際的友好親善に努め、オリンピック及びスポーツの振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まゆだま

三 代表者の氏名

細野 満里

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市長沼町千三百六番地四 長沼通所センター内

五 定款に記載された目的

この法人は、主に障害のある人々に対して、地域社会とのつながりを持ち、社会関係を作り出していくために必要と思われる環境を整え、日常生活の場や働く場を提供することにより、それぞれが地域社会の中で自立し、社会生活への参加が出来るように支援していくことで、

社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク

三 代表者の氏名

平井 紀夫

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷二丁目十四番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援する団体及び法人間の連携と相互協力を通じて、被害者等に対する支援事業を効果的に推進するとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復と軽減に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 処分をした年月日

平成二十六年七月九日

二 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社エフエスケー

東京都練馬区石神井台六丁目十二番十七号 ボヌール

・エム二〇一号

石川 滋彦

許可なし

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部(処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工、施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工等を除く。)

(二) 期間

平成二十六年七月二十三日から同月二十五日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社エフエスケーは、東京都中央区内のビル新築工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第一条の二に定める金額以上となる建設工事を請け負った。このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成二十六年七月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

小金井市梶野町四丁目五百十三番九、同番十三、同番十四の一部、同番十七、同番十九、五百十六番二の一部及び同番三

小金井市梶野町四丁目一番五、同番九、同番十、同番十一、同番十二の一部、同番十四及び同番十六

東久留米市柳窪五丁目五百八十一番一、同番十、同番十二の一部、同番十四及び同番十六

調布市深大寺北町六丁目十七番一

調布市深大寺南町四丁目五番一、同番三及び同番六

狛江市猪方三丁目五百三十六番一の一部、同番一地先、同番三、五百五十番二、五百五十一番二、五百五十二番一、同番二、五百五十三番一、同番三から同番五まで、五百五十五番一の一部、同番五、同番六及び同番八

稲城市若葉台一丁目一番五、同番二十七及び同番二十八

立川市高松町三丁目二十九番十七号

三軒地所株式会社 代表取締役 鈴木 等

国分寺市本多五丁目二十六番四十号

株式会社リガード 代表取締役 内藤 智明

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

狛江市東和泉四丁目一番二番二

本橋 芳博

杉並区上井草一丁目二十四番十六号
株式会社リアルタイム
代表取締役 新井 俊雄

都市計画公園事業の事業計画の施行について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 都市計画事業の 別表のとおり

種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	備 考
東京都計画公園事業第六・五・十四号上板橋公園	板橋区小茂根五丁目地内	平成二十六年四月十日 八日関東地方整備局告示第二百二十五号
東京都計画公園事業第七・五・十四号赤塚公園	板橋区赤塚五丁目地内	平成二十六年四月十日 八日関東地方整備局告示第二百二十六号
東京都計画公園事業第五・五・二十八号亀戸中央公園	江東区亀戸九丁目地内	平成二十六年四月十日 八日関東地方整備局告示第二百二十七号

都市計画公園事業の事業計画の変更について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 都市計画事業の 別表のとおり

種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	備 考
東京都計画公園事業第六・五・十五号上板橋公園	板橋区桜川一丁目及び小茂根五丁目地内並びに練馬区氷川台一丁目及び羽沢三丁目地内	平成二十六年三月三十一日 関東地方整備局告示第百八十三号
東京都計画公園事業第七・五・十四号赤塚公園	板橋区赤塚四丁目及び赤塚五丁目地内	平成二十六年三月三十一日 関東地方整備局告示第百八十四号
東京都計画公園事業第八・三・二十四号旧岩崎邸公園	台東区池之端一丁目及び文京区湯島四丁目地内	平成二十六年三月三十一日 関東地方整備局告示第百八十五号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。